

京都市プロジェクトチームの事務に従事させる他の任命権者の補助職員の併任に関する規則を公布する。

平成16年3月31日

京都市長 榎本頼兼

京都市規則第121号

京都市プロジェクトチームの事務に従事させる他の任命権者の補助職員の併任に関する規則

(併任)

第1条 他の任命権者の補助職員で、当該任命権者が指定するものは、その指定が解かれるまでの間、辞令を用いることなく、市長の事務部局の職員に併任されたものとみなす。

(事務)

第2条 前条の規定により市長の事務部局の職員に併任されたものとみなされる職員は、京都市事務分掌規則第1条第2項の規定により編成されるプロジェクトチームのうち、市長の求めに応じ当該職員の任命権者が指定するものの事務に従事させる。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

(総務局人事部人事課)